

## ひまわり通信 NO1522 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士・家族信託コーディネーター酒井俊雄  
日本相続士協会登録 551003  
（社）家族信託普及協会員  
<http://himawari.nagoya/>

令和1年9月20日

### 終活いつから？（以下週刊東洋経済より）

チェックポイント

- 終活はテレビや雑誌で見て大抵のことはわかっている。
- 何もしなくても、万一の際には家族がいいように取り計らってくれる。
- うちの家族は仲が良いので、介護や相続でもめることはない。
- 我が家には遺言書は必要ない。
- 100歳までは生きないので、お金のことは心配していない。
- 認知症はまだ大丈夫。
- 介護状態になったら配偶者に頼るか介護施設に入ればよい。
- 金融機関は信頼できるのでさまざまなサービスを利用したい。
- 弁護士、税理士、司法書士など専門家は皆、能力は高い。
- 結局何とかかなと思っている。

以上でいくつか当てはまる人は、勘違いが大きく注意が必要だろう。

親の介護のためにお金を出し合う。3時間かけて定期的に介護に向かう、手続きのため仕事を休んで駆けつける、深刻な問題がどんどん具体化し、誰が何をするのかという役割分担が複雑に

なってきたところで、話がまとまらなくなってしまう。事態が動き出すのは、親が80歳を超えたあたり、子世代が50～60代ごろが多い。子世代の兄弟姉妹の収入や生活、仕事環境の違いが浮き彫りとなり、それぞれの配偶者も関係してくる。しかも「親の万一のとき」は突然はじまる。家族は戸惑いながら、あたふたと対症療法的な対策を行うしかなく、それにより、親のお金はどんどん失われていく。一方教育費負担の大きい子供世代は、始まった当初は親の介護費の負担まで増えていくとは思っていない。

そうした事態に備えるため必要なのが「終活」である。

### 親が70代のうちに終活を

親にとっても子にとっても必須の活動加齢による筋力や認知機能の衰えたとき、子はどのように支えるか？その段取りの把握と準備が必要となる。

1970年ごろの平均寿命は70歳前後。当時は終活など行う時間や余裕はなかった。また対応するサービスもなかった。人生100年時代といわれ、住居費や生活費が余分にかかり、医療・介護への対応も預貯金の取り崩しだけでは間に合わない家庭が続出することになる。・・・ある50代の男性が親について「大学から親元を離れて30年以上、年に一二度しか会わない人の考えていることや思いがわかるわけがない。価値観が違うので、けんかにならないように話を合わせている」

親の万一のときは突然やってくる。しかし子は親の財産や暮らし向きをまっ

たく把握していない。なるべくかかわらないようにしていることも・・・  
実は親たちが、「**子供たちは自分たちのことを理解してくれている**」と誤解していることだ。両者の思い違いが終活の障害になる。だから親と子は、時間のある限り、できるだけコミュニケーションを図り、終活に取り組むことと思われる。

相続について考えると、遺言・信託・後見などは終活のツールとして利用すべきもの。親子間も価値観の一致はむつかしいと思われるが、理解し合うことは可能と思われる。相続財産が多額の場合は特に親子のコミュニケーションも含めた終活に取り組むべきと考える。

\*\*\*\*\*  
(コラム)

家族信託に取り組んで4年目を迎えます。実績も年に一二度で現在進行中のものを加えると、4件の実績となります。今まで障害となっていた金融機関の{信託口座}の開設も、理解を示す金融機関が関西にも出現し、今後増えていくものと思われま。一方公証人役場でも扱いが増えているようで、専門家も増加傾向にあります。増加すれば粗製乱造もあり、遺留分侵害の案件も多数見られ、問題となっています。この家族信託は相続人間で納得のいくような、契約の組成を目指すべきであろうかと思えます。

家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計
  - 2 組成の意思決定
  - 3 関係するご家族の方々への説明とご理解をえる
  - 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
  - 5 信託組成後の継続的なフォロー
- コーディネート・契約組成で30万円(資産加算あり)不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

\*\*\*\*\*

#### 【相続評価について】

相続税・贈与税において不動産の評価は面倒なものです。固定資産税の評価額もその計算の根拠ですが、特に路線価のある場合や地形が不整形の場合は問題です。正しい相続税評価額の計算をサポート致します。筆数や形状など調査して提示致します。

基本料： 土地・家屋 ￥50000

筆数多い場合は別途見積もり

相続税概算計算も承ります。

+++++

家族信託のご相談を承っております。

ぜひ親子がそろわれたときに、仕組みを説明します。相談のみは無料です。お気軽に連絡してください。

一般社団法人 ひまわり相続相談室

Tel/fax 075-802-0215

604-8855 京都市中京区壬生淵田町 32

Email:[sakaitoshio76@gmail.com](mailto:sakaitoshio76@gmail.com)

<http://himawari.nagoya/>